

東大寺再建と榮西禪師

林 岱 雲

小 引

鎌倉の初期、榮西禪師によつて禪家が傳へられたことは、我が國の宗教史上は云ふまでもなく、建築・工藝・藝術等所有る方面に一大轉換の契機となつたのである。初唐以來漸次發展し來つた支那の禪は、幾度か我が國に傳へられたけれども、眞に我が國民の力としての生命は持續されなかつた。宋代に至つて禪の勢力天下を席捲し、一葦帶水の我が國に傳ふ可き俊傑の出現を待ちつゝあつた時であり、我が國の狀勢は政治上の變改と共に諸事一新の氣漲り、宗教上に於ても舊來の墮勢に甘んずることは出來ない氣運の時で、此の時勢に應じて出世し、大任を果した人が榮西禪師である。即ち榮西禪師の人格學識手腕を俟つて初めて舊勢力の壓迫妨害を排除して我が國に禪宗流布の基礎が確立されたのであつて、其れ以後の道元・聖一・蘭溪・祖元等の名匠は、榮西の築いた基礎の上に禪の殿堂を完成したものと云ふ可きである。従つて榮西禪師の研究は狭く禪宗史上のみならず、我國文化史上に重大な地位を占むものであることは言ふを俟たぬ所である。

今は榮西禪師の特に建築に關係ある部分を研究して我が國禪宗初祖の面影を偲ぶこととする。

平氏の專横に對して第一烽を擧げた者は源三位賴政であつた、賴政が事を構ふるに當つて園城寺・興福寺等の兵と語らいたるの故を以て、一度び兵破るゝや、平家は治承四年十二月重衝をして南都を攻略せしめ、二十八日東大寺・興福寺の二大寺を焼き、莊園を沒收し、所謂「佛法破滅」を敢てし、南都佛教徒の深怨を買ひ、源平盛衰記などに此の間の狀況が詳記されて居る。

後白河法皇は東大寺の燒失を深く悲み給ひ、治承五年春復興の計を立て、六月には藤原行隆に造寺長官の大命を下し、諸司を任命された。時に高野山重源上人（榮西の第一回入宋の時同船で歸國し、後に榮西から菩薩戒を授けられた人）は夢想を感じ、行隆を邸に訪ひ、東大寺灰燼積んで山の如く、毘盧遮那佛の首落ち、手散ぜるを拜して愁歎止み難き心情を述べたので、行隆は重源の爲人を知つて、法皇に勸進の論旨を奏請し、茲に、法皇は重源を召して大勸進の宣旨を賜ひ、左の勅語を下されたのである。

夫れ天下の富有る者は朕なり、天下の勢ある者は朕なり、其の富と勢と、以て將に禪念を助け亦た本願に答へんとす。聖靈の業思ふて大善知識の勸進を唱ふべし、上は王侯相將より、下は興幢草隸に及ぶまで、毎日盧遮那佛を三拜して、各當に念を存じて手自ら盧遮那佛を造るべきなり、

昔、聖武天皇志兼濟に存し、誠に利生に切なり、内神通を祈り、外法界を勧め、絲綸の命を降して廣大の善を遂げたまふ。緬はるかに舊規を尋ねて古跡を復す可し、一粒半錢と雖も、寸鐵尺木と雖も施與する者は世々生々々々所々必ず妙力に依つて長く景福を保たん、彼の泰山は撮埃を嫌ふこと無きが故に起雲の峯を疊み、巨海は細流を厭はず、故に浮天の浪を激す、況や時澆に臨み、俗淳素に非ず、共に興立の思を勵まし、同じく菩提の因を結ぶこと今此の時に在り、己に斯の善に與り、幸に朕の勸進に遇ふ者、豈に民の良縁に非ずや、然れば則ち率土の濱法雨に霑ひ以て花胥を伴ひ、普天の下惠風に染み、以て栗陸に同じ、五畿七道諸國々司此の事に因つて百姓を侵擾せしむること莫れ、遐邇に布告して朕が意を知らしむ。

右は、聖武帝の自他兼濟の大精神を繼承して庶民にまづ一粒半錢寸鐵尺木と雖も施與して世々生々大覺の因たらしめむとの鴻大なる聖意に基いたものである。

然るに此の東大寺復興大勸進任命に至るまでに就いて古來異説あり、一は葉上房榮西に大命が下り、榮西が其の弟子俊乘房重源を推せりと言ふ説と、一は源空に勅命下り、源空が其の弟子重源を推せりと言ふ説とである。第一説は虎關師鍊の主張であつての紙木膽に、

東大寺を造りし時、葉上僧正(榮西)を大勸進とせんとす、此の時葉上云く、我は早く年よりてのち、我が眞言の弟子に俊乘房と云ふ者あり、彼の仁左様のさいかくを爲し可きなりと言つて、俊

乗を大勸進と爲す云。

と。第二説は源平盛衰記第二十五に、

東大寺炎上の後、大佛殿造營の御沙汰あり、左少辨行隆朝臣、奉行すべき由えらばれけり。中略
又東大寺の大勸進の仁、誰にか仰せ附くべきと議定あり、當世には黒谷の源空は戒徳天に覆ひ、
慈悲普うして、人舉つて佛の思をなす、彼の法然房に仰せ含めらるべきかと、諸卿推舉し申しければ、法皇即ち行隆朝臣を以て、大勸進を勤むべきの由仰せ下さる。法然房院宣の御返事申されけるは「源空、山門の交衆を止めて林泉の幽居を占むる事、偏へに念佛修行の爲なり、若し大勸進の職に候はゞ、定めて劇務萬端にして、自行成就せじ」と。堅く辭し申されけり。重ねて院宣には「門徒の僧中に器量の仁ありや、舉し申すべし。」と仰せ下さる。法然房暫く案じて、上の醍醐におはしける俊乗房重源を招き奇せて、院宣の趣申し含め給ひければ、左右なく領掌し給へり。則ちこれを舉し申されければ、俊乗房院宣を賜はつて、大勸進の上人に定まりけり、俊乗房院宣を帶して、法然房へ參じてかくと申したりければ宣ひけるは「相構へて御房大銅に食はれて一大事の往生忘るべからず、若し勸進成就あらば、御房は一定の權者なり。」と申されけるが、事故なく遂げ給ひにけり。されば勸進俊乗房、奉行行隆、共に徒人にはあらじと人首を傾けり、笠置の解脱上人貞慶、大佛の俊乗和尚重源兩人は道念内に催し、慈悲外に普し、人みな佛の思を成しける。

此の第二説は重源を法然の弟子とし、法然の推舉によるものとなしたものである。

今何れが是なりや俄かに定めがたい、重源が榮西・法然に師事したことは共に認められる所であるけれども、重源は榮西より二十歳・法然より十二歳年長であつたから、虎關が年老の故を以て自ら事を幹するを辭して法弟を推したと云ふ説には何等かの誤が伴ふものと言はなければならぬ。重源に斯く大命が下ると共に、頼朝に勅を賜はつて大業完成外護を命ぜられた。吾妻鏡並に東大寺雜集録中に收めらるゝ頼朝の數通の書狀は善く此の間の事情を語るものである。頼朝は全國に亘る化縁を希望し、更に自ら進んで關東勸進の御使として相ひ勵むべしと契つた。

重源は先づ大般若六百卷を淨寫して伊勢大廟に納め法樂に供し、以て大事成就に冥助を乞ふて居る。(俊乘上人奉納大般若伊勢神宮記一卷大日本佛教全書に収録)即ち一車を造つて車の左に前掲の詔命を、右に化縁の疏を貼布して普く州縣を巡遊して萬民に喜捨の勝縁を結ばしめ、かくて壽永二年には宋の陳和卿をして鑄造の事を司らしめ、二月に先づ大佛の右手を、四月に御頭を鑄、首尾三十九日、治鑄十四度で鎔範の功全く成り、是と相俟つて大殿の造營に心膽を碎いたのである。文治元年八月二十三日東大寺開眼供養に上つた。重源上人の敬白文には其の信念の躍如たるものが現はれて居る。

頼朝は、八木一萬石、沙金一千兩、上絹一千疋を奉加物として送り此の業を助けた。當時の頼朝の

身邊を見るに、天下未だ全く平定せるに非ず、奥羽には藤原氏の蟠居せるあり、西海の地亦た穩かならず、範頼を將として各地に轉戦せしむるも軍資糧食の窮乏極に達し、兵の或は甲冑を賣つて以て小船に代へて進むもあり、或は和田義盛兄弟を以てして尙ほ且つ缺乏に堪へずと言つて戦地から枉げて歸國せんと決心せしめた程で、物資督促の爲め使者西海と鎌倉の地を頻々と往來して居つた間に此の寄進はされたものである。

文治元年八月大佛像先づ成り、上皇親臨して開眼の儀を行はしめられ、次いで建久六年には最大建築である大殿並に中門成りしを以て賴朝は是を機とし、一は京都方に威を示す爲め、一は結縁の爲めに豪壯を極めた儀杖を從へて入洛し、南して盧遮那佛を拜したのである。其の盛儀は⁽⁶⁾吾妻鏡、東大寺造立供養記等に詳記されて居る。

降つて建仁三年十一月に至つて

金色六丈觀世音虛空藏二菩薩像、新造立石像八尺菩薩各一躰

彩色四丈三尺四天王像各一躰

左右登廊・四面歩廊・東樂門・西樂門・南大門・鎮守八幡宮等。

右概ね完成したからして落慶を機として千僧供養會を催し、後鳥羽上皇親しく臨幸あり、⁽⁶⁾御願文中に重源上人の徳を歎へられて居るのであつて、時人ことはざして、智恵第一法然房、持律第一葉

上房(榮西)支慶(建築等)第一俊乘房(重源)慈悲第一阿證房と言つたのであるが、是は全く重源の東大寺建立の手腕を褒美したものである。

斯の如く重源は東大寺復興の大部分を完成したけれども、然し其の悉くを成就したのではない、其の後を受けて努力したのが榮西禪師である。興禪護國論序並に榮西入唐縁起等に重源の寂後其の業を受け継いだ旨を記して居るからして禪師が東大寺に關係された年次を確定するには先づ重禪の寂年を確定して置く必要がある。

抑も重源の寂年に關しては三説ある。

- 一、建久六年六月(西紀一一九五)
- 二、元久二年六月(西紀一二〇五)
- 三、建永元年六月(西紀一二〇六)

第一説は法然上人行狀書圖第四十五、本朝高僧傳第六十五の説であるが、誤なることは次の四點から論證されるのである。

イ、の東大寺諸伽藍略録中に、

一、俊乘上人自筆掛物 一 幅

八幡大菩薩御座 建久八年十一月日造東大寺大勸進大和尚南無阿彌陀佛

京大寺再建と榮西禪師

(七)

一、同所持鉦鼓

裏書

東大寺末寺渡部淨土堂迎講鉦鼓五之内

建久九年二月二日大和尚南無阿彌陀佛

と記しありて、俊乘房重源が造東大寺大勸進大和尚南無阿彌陀佛の名を以て、建久八年並に同九年の月日を自記せる事實は、其の没年が建久六年以後であることは言ふまでもない。

□、建仁三年(西紀一二〇三)七月參議藤原親經をして作進せしめられし、上皇⁽⁹⁾東大寺落慶供養御願文中に

即ち彼の上人(重源)を號して、殊に大和尚と爲す、佛儀を重するに依つてなり、大功を賞するに依つてなり、爾來(建久六年)八九廻繩墨暫くも懈ることなく、良材衝霍を採り、百拱千柱聚めて雲の如し、妙匠班埒を擇び殊形詭製之を成すこと日ならず、廣袤舊基を改めすと雖も、輪奐猶ほ巧思を加ふ。……抑も大和尚深く性淵を圖るに堪へ、高致を器宇に構へ、善く誘つて少民を債して財を傷らず、力を奪はず、容易にして大營を成すは口宜ぶる所に非ず、心測る所に非ず、債ら思ふに末代濁世の不思議なり、謂つ可し、本願叡智の能く致す所なりと。……重ねて請ふ、勸進大和尚・願行ともに圓滿ならんことを云云。

と有つて、上皇が重源の勞を犒らはせ給ふて最後に「勸進大和尚願行ともに圓滿ならんことを」と
宣せ給ふあたり、此の文の作製された建仁三年には尚ほ重源の生存を示すもので、此の年は建久六
年より後るゝこと八年である。

ハ、更に動かす可らざる事實は、近江胡宮神社に現に藏せる五輪寶塔並に寄附狀に記されたる文で
ある、曰く

重源寄附狀

奉送 敏満寺

東寺御舍利一粒 弘法大師請來

金銅蓮臺之左羅一口

同加比一支

織物打敷一帖

建久九年十二月十九日大和尚花押

謹上 木幡執行御房

五輪寶塔底部刻文に曰く

奉施入近江國敏満寺本堂

東大寺再建と榮西禪師

金銅五輪寶塔壹臺於其中

奉安量佛舍利貳粒之狀如件

建久九年戊午十二月日

造東大寺大和尚南無阿彌陀佛記

とあり、此の寶塔刻文中に所謂佛舍利貳粒は寄附狀の東寺御舍利一粒と言へるものであり、寶塔と寄附狀とは正しく一具のものであつて、建久九年に重源の生存せることを證明し、六年入寂説の誤なること明かである。

ニ、東大寺凝然大德作の圓照上人行狀に

然治承四年源平兵亂東大興福皆遇回祿。戒壇堂宇成成灰燼。其後大和尚位重源上人隨行基菩薩之先規。補東大寺大勸進職。進大佛殿並廊等造功已畢。建久八年丁巳造立戒壇金堂。

是亦た建久八年に重源生存して戒壇金堂を建立したことを證したものである。

第二説は⁽⁹⁾四箇大寺古今傳記拾遺要新書の説である、同書に

仁安二年丁亥七十九代六條院之治。重源時四十八歲。

と言ひ、又た

東大寺刻屋記説、俊乘房乙丑六月五日於刻屋寂す、年八十六と云、然らば生年は保安元庚子出生

なり、法然上人には年十三の年老なり。依古の説東大寺再興の物、文治元年重源六十六。同七十六元久二年寂。八十六。於東大寺。今新藏屋阿彌陀。則重源臨終佛是也云。

東大寺刻屋記説なるものは相當有力な説であるけれども同書は既に底本と東本と相違甚しきを以て兩説を掲げ、元久二年説は其の一説であり、且つ本書の収録は重源寂後四百五十餘年の蒐集なることを記して居るからして信を措く價値少なきものと言はなければならぬ。第三説は重源と生前最も關係深き榮西自叙入唐縁記中に記さるゝ所であつて、最も貴重且つ有力なる史料である建仁寺塔頭兩足院藏の高峰東暖收録にかゝる榮西禪師自叙入唐縁起に、

仁安三年(西紀一一六八)重源和尚と同じく育王山に詣り、舍利殿修造の事を請ふ、即ち其の年同船に上りて歸朝せり、彼の上人其の時四十八、予(榮西)は二十八なり、歸朝の後は行會の處毎に菩薩戒を授く、懸に隔たれるの兄なりと雖も予に従つて菩薩戒を受けらる、道心純熟の人なるか、又た宿習の然らしむるところか、建永元年丙寅歲(西紀一二〇六)和尚重病なり、最後の時に臨み至り訪ねしに、最後の授戒と稱して菩薩戒を受けらる、其の年六月五日没化す、行年八十六なり彼の人生の時を捨て東大寺の事を申し合はさす云。

右は榮西禪師七十五歳の時に記されたもので、禪師第一回入宋に際して宋地に於て適ま會し、上人の徳憑に依つて共に歸國し、爾後兩者の關係は菩薩戒の授受に關して親密なりしことを示して居る。

四箇大寺古今傳記拾要新書の前引第二説は元久三年(元久三年四月建永と改元)と有るべきを元久二年と誤り是に干支を當て簞め漸次逆算して法然の年と比較し、又た文治元年東大寺大佛供養、上皇臨幸の年、並に建久六年の大佛供養の年に及び寂年を算出したものであつて、生前直接交抄の深かつた榮西禪師の入唐縁起に比べて遜色あるを免れず、故に重源の寂年は建永元年とするが正しいのである。高野春秋第七に

建永元年夏六月日俊乘房重源題阿彌陀上人入寂于新別所八十六考上人者紀州別當從五位下瀧口左馬允之三男也

と言へると正に一致せるもので本朝通鑑亦是に同じである。

元亨釋書が禪師將來の菩提樹を東大寺に建久六年移植した旨を記し、此の年は前記の様に東大寺へ頼朝が參詣し盛儀が擧げられた年であるけれども、「存生の時は舍て東大寺の事申し合はさず」とあるからして再建に關して建永元年六月迄は些の交渉無かりしものとせなければならぬ。更に進んで禪師が東大寺再建に従事されたことを物語る事實を入唐縁起の文を引用して説明に代へん、

渡海せんと欲するの日、博多に於て夢に東大寺を予造り畢るなり。奚に予思は在唐の切なるありと雖も、宿業に牽れて再び歸朝し、重源の沒化に遭ふ、其の年九月十八日勅を蒙りて東大寺の事を奉行す、上人未だ作さざる事は都て造れり、剩へ鐘樓を造り畢れり、七重の御塔第三重に及ぶ

未來の運命を逐思するに五年に在り、御塔戒壇は造り畢らず云。原漢

右によつて禪師の東大寺に關係されたるは建永元年に始まることと、事業の内容をも略ぼ明かにすることを得るのである。

元亨釋書が

(榮西)が建永元年秋九月勅主東大寺幹事。寺權治承冠火。修營未竟。以榮西德望。朝廷有。此授。不踰四載。大殿層塔凡當有之所悉備足。

と言へるは略要を得た者と言ひ得るも、事業の内容は重源の功の一部を禪師に歸して居る傾がある。更に高峰東暖の靈松一枝中に、禪師の東大寺建立勸進に關する沙汰書三通が収録されて居る、曰く造東大寺事宜令致勸進沙汰者。院宣如此仍執達如件

建永元年十月一日 左中辨判

葉上上人御房

應令大法師榮西勸進東大寺造營事

右左少辨源朝臣兼定傳宣權中納言源朝臣通具宣奉勅宜令件勸進彼寺造營事者

建永元年十月十一日 修理東大寺長官主殿兼左大中央但馬權介小槻宿禰判

當寺勸進事宜旨一紙獻之可令存知給之狀如件

東大寺再建と榮西禪師

(一三)

十月十六日 左大史判

東大寺上人御房

右三通獲_之古雜記中_二第二通近自東大寺寫來

右の宣旨並に沙汰書は自叙の入唐緣起の年次と一致するのである、當時求法者の宋に海を渡れるもの、寥々にして、宋の文化を研究して居るものは絶無の状態であつた、重源の東大寺建築は上人の事跡から推して宋風建築であつたと推定されるからして、其の没後遺業を繼承完成すべき適當な人は禪師を措て外に無かつたのである。禪師は既に宋代建築に就いての諸知識を博多聖福寺・京都建仁寺・鎌倉壽福寺等を創創するに際して傾注された爲めに、世人等しく認めし所で、大命が禪師に下つたことは當然と云ふ可きである。

禪師の禪宗流布の態度は創艸時代に屬した爲め頗る積極的であり、京都と鎌倉の地を往來して基礎確立に努力されて居つた事實に鑑み朝命によつて大勸進職を稟けられしは自然のことに屬するも、禪師の禪流布が即ち日本佛教中興なりとの信念に基けば、建化門中にのみ住す可きにあらず、即ち餘命五年なる可きを豫知するや、重源著手中の諸工事完結、鐘樓の新築、七重塔の三重完成等を轉機として、鎌倉土庶の布教に専注されたものゝ如くである。吾妻鏡によると、幕府並に土庶との關係は正治元年(西紀一一九九)に始まり、建永元年から承治四年(西紀一二二〇)に至る四箇年間は諸

佛事に榮西の名見えすして、其の弟子行勇の名が現はれて居る、然るに建曆元年(西紀一二一一)十一月以後禪師の寂年なる建保三年(西紀一二一五)に至る間に榮西鎌倉の諸佛事に關係せらるゝ事實多く、従つて鎌倉の地に居住されたこと明である。奈良にあつて東大寺を幹せられしは建永元年から建曆元年に至る前後六箇年と考へられるのである。

建保三年十月の太政官符に

太政官府東海道諸國司

應前權僧正法印大和尚位榮西替令_レ法橋上人行勇勸進東大寺塔已下造營事

右從二位行權中納言兼民部卿藤原朝臣公定宣奉_レ勅彼榮西替令_レ伴行勇勸進者諸國宜承知依宣行符到奉行

建保三年十月十五日修理東大寺大佛長官正五位上行主殿頭兼左大史小槻宿禰判

左少辨正五位下藤原朝臣判

即ち行勇が榮西禪師の替として其の後を襲つたもので、其の補任は禪師の寂年なる建保三年に行はれたものである。圓照上人行狀に

(重源)補東大寺大勸進職進大佛殿並廊等造功已畢。建久八年丁巳造立戒壇金堂。次權僧正榮西補大勸進職造金堂之廻廊並中門。次莊嚴房法印(行勇)大和尚位任大勸進職造立講堂並兩方

廊宇^一云。

と言つて重源・榮西・行勇・次第して其の職に就いたことを示して居る。

當時八宗兼修の道場であつた東大寺再建に大命を拜して事を監し、在宋中修得された蘊蓋の一部を傾注されたことは、重源の其れと相ひ俟つて我が國の各方面に大なる影響を及ぼしたことは想像に難くない、博多・京都・奈良・鎌倉等日本文化 宗教々育政治軍治等の中心地に於ける布教と共に宋風建築を移入して巍々たる殿堂を隨處の中空に聳ゆるに至らしめたことは全く重源・榮西兩巨匠の力に依るものであつて、我が國建築史上所謂鎌倉期建築の一時期を劃する濫觴は茲にあつたのである。

- ① 紙衣曆寫本 一〇九丁
- ② 吾妻鏡第四卷 第十五卷等 一〇九丁
- ③ 東大寺雜集錄 東大寺叢書第一 大日本佛教全書 一五五頁
- ④ 重源敬白文 同 第二 二二頁
- ⑤ 吾妻鏡 第十五卷 古典叢書 二一三頁以下
- ⑥ 鳥羽上皇御願文 東大寺供養式東大寺叢書第二、三 八頁以下
- ⑦ 東大寺諸伽藍略錄 同 第一 一〇頁
- ⑧ 東大寺落慶供養願文 同 第二 三九頁
- ⑨ 四箇大寺古今傳記拾遺要新書 同 第二 二九五頁